第２０号様式（第１４条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 第　　　　号  立入調査に関する身分証明書  所　属  職氏名 写　真  　　　　　　　生年月日  上記の者は、大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例第２０条第２項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。  　　　　年　　月　　日発行  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大多喜町長　　　　　　　　　　印 |

（裏）

|  |
| --- |
| 大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例（抜粋）  （立入調査等）  第２０条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。  ２　前項の規定による立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  ３　第1項の規定による立入調査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |

注　用紙の大きさは、縦6ｃｍ、横9ｃｍとする。